

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう！ だより

第2号 平成29年1月18日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atugi.kanagawa.jp

第2号 自治基本条例ができて何が変わったの？

先月号では、「厚木市自治基本条例にはどんなことが書かれているのか」をお伝えしました。今月号では、まちづくりのルールである自治基本条例ができて、厚木市がどんな風になったのか、についてあゆコロちゃんと一緒にみていきましょう！



自治基本条例ができて
何が 変わったの？



あゆコロちゃんからの質問 その3

厚木市自治基本条例は、**厚木市が、より豊かで暮らしやすいまちになるために、みんなが守らなければならないきまり・ルール**です。

厚木市では、自治基本条例で決められたルールに基づいて様々な取組を行ってきました。

今号では、厚木市自治基本条例に関する取組について詳しくお知らせします。

取組 その1 市民参加条例と市民協働推進条例の制定

厚木市では、自治の基本原則である「市民自治の原則」や「参加及び協働の原則」を実現するために、「市民参加」と「市民協働」の具体的なルールを定めた2つの条例を制定しています。

「市民参加条例」は、市が新たに作る条例や計画に市民の皆さんからの意見を反映させるための具体的なルールを定めています。

「市民協働推進条例」は、自治の基本理念である「協働による自治」を進めるための具体的なルールを定めています。

詳しい内容は裏面に！

次回の自治基本条例だよりは、平成29年2月発行予定。テーマは、「自治基本条例ができて何が変わったの？」の続きです（予定）。



「市民参加」と「市民協働」の違いってなあに？

「参加」と「協働」の違いは、「誰が主役なのか」にあります。

「市民参加」は、厚木市が作る条例や計画に対して、市民の皆さんに意見をお聴きし、市政に反映するための方法です。

一方で「市民協働」は、厚木市と市民の皆さんが対等の立場で、お互いの得意分野をいかしながら課題解決していくための手法です。

ただし、「参加」と「協働」は、はっきりと分けられるものではなく、お互いに車の両輪のように密接な関係にあるといえます。厚木市では、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただき、より豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例における「市民」とは誰のことを指すでしょうか？

A. 厚木市内に居住する者 B. 厚木市内に通学し、又は通勤する者 C. 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体 D. 厚木市に対し納税の義務を負う者 正解は裏面に！



市民参加のルールって
どんなものがあるの？



厚木市市民参加条例では、条例や総合計画をはじめとした市の運営の具体的計画（プログラム）を作る際に、意見交換会やパブリックコメント（いわゆるパブコメ）等の市民参加手続きをしなければならないと定めています。

市民参加手続きについて

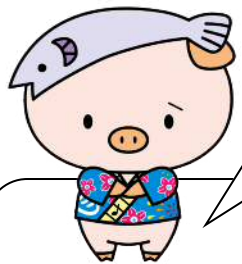
市民参加手続きとは、条例や計画を新しく作ったり、改めたりする際に、その内容について市民の皆さんに様々な方法で意見をお聴きし、市政に反映させるために実施する手続きです。

対象となる行為（条例の制定、計画の策定等）に応じて、必要となる手続きの数が異なります。

主な対象行為と必要な参加手続きの数は右の表のとおりです。

平成24年度の条例施行以来、のべ120の対象行為に対してパブリックコメント等の市民参加手続きを実施しています。
(H27: 25件、H26: 33件、H25: 25件、H24: 37件)

対象行為	参加手続き						参加手続きの組合せ
	審議会	市民会議	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブコメ	
条例の制定又は改廃	○	○	○	○	○	◎	パブコメに加え
基本構想、基本計画等の策定等	○	○	○	○	○	◎	○を2以上実施
施設の設置に係る計画の策定等	○	○	○	○	○	◎	パブコメに加え
その他の重要な政策の策定等	○	○	○	○	○	◎	○を1以上実施



市民協働のルールって
どんなものがあるの？

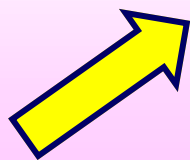


厚木市市民協働推進条例では、「市民協働のまちづくり」を進めるため、市民協働提案事業や市民協働推進基金の設置、人材育成について定めています。

市民協働提案事業について

平成22年度

2件



平成28年度

6件

増加
(年度別実施件数)

市民協働事業提案制度は、高齢者の居場所づくり等、市民の皆さんが日頃感じている公益的な課題に対して、市民活動団体と厚木市がそれぞれ事業を提案し、協働することで、より効果的な解決を目指すという仕組みです。



食育フェア



Tobioギャラリー

主な実施事業



厚木ぐるっと

A 自治基本条例クイズ 答えは「市民とはAからDの全てを指す」です。厚木市自治基本条例では、より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、広く市民を定義しています。